

商標及び地理的表示に関する 2010 年 6 月
10 日付モンゴル国法律（新版）〔仮訳〕
2015 年最終改正

目次

第 1 章	総則
第 2 章	商標権の保護
第 3 章	商標保有者の排他的権利
第 4 章	地理的表示権の保護
第 5 章	地理的表示使用者の権利及び義務
第 6 章	知的財産機関
第 7 章	不服、申立て又は紛争の解決
第 8 章	その他の規定

第 1 章 総則

第 1 条 法律の目的

1 この法律の目的は、商標及びサービス・マーク（以下「商標」という。）並びに地理的表示を法的に保証させ、その保有者又は使用者の権利及び適法な利益を保護し、商標を保有し、使用し、若しくは処分し、又は地理的表示を使用することと関連する関係を調整することに存する。

第 2 条 商標及び地理的表示に関する法令

1 商標及び地理的表示に関する法令は、モンゴル国憲法、民法及びこの法律並びにこれらに適合させて発布した法令のその他のアクトによりこれを構成する。

2 モンゴル国の国際条約にこの法律の定めと別段の定めのある場合には、国際条約の定めを遵守する。

第 3 条 法的術語の定義

1 この法律において用いる次の術語は、次の意義によりこれを理解する。

(1) 「商標」とは、個人又は法人が自己の商品又はサービスを他人の商品又はサービスから識別する目的のために使用する識別機能を有する標識をいう。

(2) 「団体商標」とは、当該国の法令に従い発起設立された生産又はサービス従事者の協会又は協同組合のメンバーが統一的監督の下に使用する商標をいう。

(3) 「証明商標」とは、当該商品又はサービスの性質、生産方法その他の特徴を権限を有する機関が証明し、他人に使用させる商標をいう。

(4) 「地理的表示」とは、当該地域の自然、気候条件又は当該地域の人々の風俗習慣等の要素により確立される品質、評判その他の特徴を有する商品又は製品を生産した国、地方又は地域の地理的説明をいう。

(5) 「登録商標又は地理的表示」とは、法律所定の手続に従い国家登録に登録した商

標又は地理的表示をいう。

(6) 「証書」とは、国家登録に登録された商標保有者又は地理的表示使用者の権利を証明し、国が授与する文書をいう。

(7) 「商標保有者」とは、登録商標を所有する権利を法律所定の手続に従い取得した者をいう。

(8) 「地理的表示使用者」とは、地理的表示を自己の商品又は製品に使用する権利を法律所定の手続に従い取得した者をいう。

(9) 「出願」とは、商標又は地理的表示の登録を申請する個人又は法人が知的財産に係る事項を所管する国家行政機関に提出する願書その他の法律所定の文書をいう。

(10) 「出願の形式審査」とは、第 6 条又は第 21 条所定の要件を満たしたか否かを審査する方針に沿って知的財産に係る事項を所管する国家行政機関が展開する活動をいう。

(11) 「実質審査」とは、当該商標又は地理的表示が第 5 条又は第 20 条所定の要件を満たした否かを判定し、結論を下す知的財産に係る事項を所管する国家行政機関の活動をいう。

(12) 「ライセンス契約」とは、商標保有者が登録商標を他人に使用させることに関して書面により締結した合意をいう。

(13) 「周知商標」とは、登録されたと否とを問わず、モンゴル国の当該分野の公衆に知られている商標をいう。

(14) 「定期公報」とは、この法律所定の商標又は地理的表示の登録に係る活動と関連する情報を公衆の入手可能なものとする目的のため、パリ条約第 12 条第 2 項の定めに従い知的財産に係る事項を所管する国家行政機関が取り扱って発行する刊行物又はウェブサイト若しくは電子情報をいう。

(15) 「当初日」とは、第 7 条第 2 項、第 11 条第 2 項又は第 23 条第 2 項所定の年月日をいう。

(16) 「優先日」とは、願書の当初日より前にパリ条約の加盟国又は世界貿易機関の加盟国のいずれかにおいて当該商標を登録させるために出願した年月日又はパリ条約第 11 条所定の年月日をいう。

(17) 「商品及びサービス分類」とは、1957 年 6 月 15 日付ニース協定により承認した商品及びサービスの国際分類をいう。

(18) 「商標の国際出願」とは、マドリッド協定及びマドリッド・プロトコールに従い世界知的所有権機関の知的所有権国際局（以下「国際局」という。）を通じて提出した出願をいう。

(19) 「パリ条約」とは、1883 年 3 月 20 日に締結し、追加又は変更を導入して改正した工業所有権の保護に関するパリ条約をいう。

(20) 「マドリッド協定」とは、1891 年 4 月 14 日に締結し、追加又は変更を導入して改正した商標の国際登録に関するマドリッド協定をいう。

(21) 「マドリッド・プロトコール」とは、1989 年 6 月 27 日に締結した商標の国際登録に関するマドリッド協定のプロトコールをいう。

(22) 「共通規則」とは、マドリッド協定及びマドリッド・プロトコールを実施する規則をいう。

第 2 章 商標権の保護

第 4 条 商標の表示形式

1 商標は、単語、図形、文字、数字、立体的形状、色彩、音声、香り又はこれらを

組み合わせたものにより表示されることができる。

第5条 商標に課すべき要件

1 識別性を含まない次の項目は、これを商標と認定しない。

- (1) 文字、数字、普通の幾何学的図形又は公に使用されている記号若しくは用語のみであるもの
- (2) 当該商品又はサービスを説明する名称又は商品の数、量、重量、性質、用途、価格、生産地の名称、生産方法若しくは時期等を証明する単語若しくは図形
- (3) 当該商品、その容器又は包装の識別されない形状又は図形
- (4) モンゴル国の歴史又は文化遺産の名称又は図形のみによるもの
- (5) モンゴル国の歴史上の人物の氏名、筆名、肖像画、肖像写真又はそれらに直接かかわる表象の名称のみによるもの

2 次の商標は、これを登録しない。

- (1) モンゴル国若しくはパリ条約若しくは世界貿易機関の加盟国の紋章、国旗若しくは国のシンボル、政府間の国際組織の全称若しくは略称若しくは公式な標識からなり、又はそれらと同一の、若しくは類似し、かつ、当該国、組織又は権限を有する機関の承諾がないもの
- (2) モンゴル国の有名人の氏名若しくは芸名、肖像又は写真からなり、かつ、当該人又はその相続人の承諾がないもの
- (3) モンゴル国の勲章、メダルその他の褒章、保証印、公式な認証印又は印章と同一の、又は類似するもの
- (4) 内容が社会秩序又は倫理道徳に抵触するもの
- (5) 商品又はサービスの品質、原産地その他の性質について消費者を誤認に導くおそれのあるもの
- (6) モンゴル国において登録された、又は登録させるために出願した同一の商品又はサービスに用いる商標と同一であるもの
- (7) モンゴル国において登録された、又は登録させるために出願した類似商品又はサービスに用いる商標と同一であり、又は類似することにより消費者を誤認に導くおそれのあるもの
- (8) 商品又はサービスの種類を問わず、周知商標と同一であり、又は類似することにより消費者を誤認に導き、不公正な優先権を享受し、利益を取得し、損害をもたらし、又は名誉を毀損するもの
- (9) モンゴル国において周知となった著作物の著作権及びそれに関係する権利又は工業所有権と明らかに矛盾するもの

3 第1項又は前項第(1)号所定の項目が当該商標の大部分を構成しない場合には、当該単語又は図形を保護に組み入れないで商標を登録することができる。

4 第1項第(5)号又は前項第(2)号所定のモンゴル国の歴史上の人物若しくは有名人を確定し、又は商標出願を提出し、若しくは実質審査を行う手続は、知的財産に係る事項を所管する国家行政機関（以下「国家行政機関」という。）がこれを承認して遵守させる。

5 第3条第1項第(13)号所定の周知商標のリストは、国家行政機関がこれを承認し、同項第(14)号所定の公報により公表する。

第6条 商標出願の提出

1 商標を登録する意思を有する個人又は法人は、商標出願を国家行政機関に対しモンゴル語により提出する。

2 商標出願は、出願人が自ら、又は第31条所定の委任された代理人（訳注：弁理

士を意味する。) をして代理させてこれを提出する。

3 1つの商標出願は、これを1つの商標に係る。

4 商標出願は、次の項目によりこれを構成する。

(1) 国家行政機関の承認した様式に従い発行した願書

(2) 第9条第4項の定めに従い手数料を納付した旨の証憑又はこの条第6項所定の証憑

5 前項第(1)号所定の願書には、次の項目を表示する。

(1) 商標の登録を受ける旨の申請

(2) 出願人が個人である場合には、その父(母)称、名、住所、国籍、恒久的に居住し、又は活動を展開する国、願書の提出年月日及び署名

(3) 出願人が法人である場合には、その固有の名称、種類、住所、発起設立された国の名称、活動を展開する国の名称、権限を有する役職員の署名、印章及びマーク

(4) 出願人が委任された知的財産代理人をして代理させる場合には、受任代理人の父(母)称、名、住所及び署名

(5) 優先日を主張する場合には、これに関する情報

(6) 登録させるべく出願する商標

(7) 商標の説明

(8) 商標の表示される形式に関する情報

(9) 団体商標として登録させる場合には、これに関する情報

(10) 証明商標として登録させる場合には、これに関する情報

(11) 商標がキリル文字以外の文字により表示される場合には、当該商標のキリル文字により注記した振り仮名文又は外国文字により表示される場合には、その翻訳文

(12) 当該商標に係る商品若しくはサービスの分類又は商品若しくはサービスの名称リスト

6 商標出願には、次の項目を添付する。

(1) 当該商標を団体商標として登録させる場合には、それを使用する手続及びそれを使用する権利を有する者の名称リスト

(2) 当該商標を証明商標として登録させる場合には、それを使用する手続及び証明機関が真正である旨を証明した文書

(3) 優先日を主張する場合には、従前に提出した出願の写し又は関連する証明証憑

(4) 出願人が委任された知的財産代理人をして代理させる場合には、委任状

7 2名以上の者が同一の商標を同一の商品又はサービスに使用する場合には、最初の出願を提出した者の商標を保有する権利が保護される。

第7条 商標出願の形式審査及び当初日の決定

1 国家行政機関は、出願の形式審査を当該商標出願を受理した後10業務日以内に行う。

2 国家行政機関は、商標出願の形式が満たされたと認める場合には、出願を受理した日をもって当初日を定め、その旨を出願人に書面により通知する。

3 国家行政機関は、商標出願の形式が満たされていないと認める場合には、その旨を出願人に書面により通知し、かつ、出願人は、当該通知を受領した後20日以内にしかるべき補正を行い提出する。

4 出願人がしかるべき補正を前項所定の期間に行って提出した場合には、国家行政機関は、出願の当初日をそれを最初に受理した日をもって定め、その旨を出願人に書面により通知する。

5 出願人がしかるべき補正を第3項所定の期間に行わないで提出しなかった場合に

は、国家行政機関は、出願人が当該出願を放棄したものとみなし、その旨を出願人に書面により通知する。

6 前条第6項所定の項目は、出願の当初日後2か月以内に国家行政機関に対しこれを提出する。

7 前条第6項所定の項目を前項所定の期間に提出しなかった場合には、国家行政機関は、出願人が当該出願を放棄したものとみなし、その旨を出願人に書面により通知する。

第8条 商標出願の実質審査の実施

1 国家行政機関は、前条の定めに従い商標出願の形式を審査し、当初日を定めた後に当該商標出願を第5条所定の要件を満たしたか否かについて実質審査を行い、結論を発出する。

2 国家行政機関は、実質審査を商標出願の当初日後9か月以内に行い、かつ、必要があると認める場合には、当該期間を6か月までの期間をもって延長することができる。

3 国家行政機関は、当該商標出願が第5条所定の要件を満たしたと認める場合には、その旨の結論を発出し、かつ、それに基づいて商標出願を国家登録に登録する旨の査定を発出する。

4 国家行政機関は、当該商標出願が第5条所定の要件を満たしていないと認める場合には、その旨の結論を発出し、かつ、それに基づいて商標を登録するのを拒絶する旨の予備的査定を発出し、出願人に対し書面により通知する。

5 出願人は、前項所定の査定に同意しない場合には、それを受領した後3か月以内に根拠のある回答を国家行政機関に対し提出する。

6 国家行政機関は、前項所定の回答を受理した後3か月以内に当該商標を登録するか否かについて最終的査定を発出する。

7 出願人が第5項所定の回答をしかるべき期間に提出しなかった場合には、国家行政機関は、当該商標を登録するのを拒絶する旨の最終的査定を発出し、出願人に対し書面により通知する。

8 実質審査を行う過程において、出願人は、商標を変更する以外の変更を出願に導入することができ、かつ、商標出願に商品又はサービス分類を追加しようとする場合には、新規出願を提出する。

9 実質審査を行う過程において、出願人は、商品又はサービスの2つ以上の分類に関係する商標出願を分割してそれぞれにつき提出することができる。

第9条 商標の登録及び刊行

1 国家行政機関は、商標を登録する旨の査定を発出した場合には、それを商標国家登録に登録し、証書を授与する。

2 商標国家登録には、当該商標の国家登録番号、出願登録番号、商標保有者の父(母)称及び自己の名又は法人の固有の名称、住所及び国名、商標の形状、国際分類に従い分類した当該商標に関係する商品又はサービスの名称リスト、当初日、優先日、登録の有効期間並びに保護されない単語又は図形についての情報を定める。

3 商標の登録は、当初日から10年の期間において効力を有し、かつ、商標保有者の申請に基づいて登録の有効期間は、その都度10年をもって延長することができる。

4 商標証書を授与し、又は登録の有効期間を延長するのにおいては、モンゴル国印紙税法所定の金額により手数料又はサービス手数料を納付する。

5 国家行政機関は、登録商標の書誌及び形状を第3条第1項(14)号所定の定期公報により公表する。

6 登録商標は、登録が行われた商品又はサービスのみに関係し、かつ、第12条第2項所定の所有者について効力を有する。

第10条 商標の国家登録への変更の導入

1 商標の国家登録においては、商標保有者の申請により次の変更を導入する。

- (1) 商標の有効期間を延長すること。
- (2) 商標保有者の名称又は住所を変更すること。
- (3) 商標保有者の権利を移転すること。
- (4) 商品又はサービスの分類及び名称のリストから抹消を行うこと。

2 商標の有効期間を延長する旨の申請は、当該登録が効力を有する直前の1年以内に、又は登録の有効期間が終了した後6か月以内に国家行政機関に対し提出することができる。

3 登録の有効期間を延長するのにおいては、商標を変更せず、かつ、商品又はサービスの名称リストに追加を行わない。

4 商標保有者は、自己の名称若しくは住所を変更し、又は権利を移転するごとに当該変更が生じた日後6か月以内に国家行政機関に対し書面により通知して国家登録に変更を導入させる。

5 国家行政機関は、商標国家登録に変更を導入した場合には、第3条第1項第(14)号所定の定期公報により公表する。

第11条 商標の国際登録と関連する事項

1 商標の国際出願によりモンゴル国の名を指定して出願した商標の実質審査を行い、それを登録するのにおいては、第8条ないし前条の関連する定めによる。

2 商標の国際出願によりモンゴル国の名を指定して出願した商標の出願の当初日は、国際出願の日をもって、又は領域の範囲を拡大することに関する申請の日をもってこれを定める

3 この法律の定めに従い、商標を登録させた、又は登録させるために出願したモンゴル国の個人若しくは法人及びモンゴル国において生産若しくはサービスに従事し、又は恒久的に居住するすべての者は、当該商標をマドリッド協定及びマドリッド・プロトコールの加盟国において登録させる意思を有する場合には、出願を自らが、又は委任された知的財産代理人をして代理させて国際局に対し提出する。

4 前項所定の出願については、国家行政機関が受理機関である。

5 商標の国際出願を提出するのにおいては、マドリッド協定、マドリッド・プロトコール及び共通規則の定めによる。

6 出願人は、商標の国際登録の期間を延長させ、商標保有者の権利を移転し、若しくは失効させ、又は領域の範囲を拡大することに関する申請を国家行政機関を通じて国際局に提出する。

7 出願人は、商標の国際登録の手数料を共通規則の定めに従い国際局に納付する。

第3章 商標保有者の排他的権利

第12条 商標保有者の排他的権利

1 商標保有者の排他的権利は、当該商標を国家登録に登録させることにより生ずる。

2 商標保有者の排他的権利は、登録された商品又はサービスの名称リストの範囲においてこれを適用する。

3 商標保有者は、当該商標について、次の排他的権利を享有する。

- (1) 登録商標を所有する権利
- (2) 登録商標を他人に使用させる権利

- (3) 登録商標を他人に移転する権利
- (4) 登録商標を他人が許諾なくして使用した場合には、当該行為を制止する旨を要求する権利
- (5) 登録商標と類似する商標を他人が使用したことが消費者を誤認に導くこととなる場合には、当該行為を制止する旨を要求する権利
- (6) 前二項所定の行為によりもたらした損害を賠償させる旨を故意又は過失のある当事者に対し要求する権利

第13条 商標の使用

1 次の場合には、商標を使用したと認定する。

- (1) 商標を商品又はその容器、包装若しくはサービスに使用した場合
- (2) 商標を付した商品を供給し、取引に出し、又は当該目的のために保存し、若しくはサービスを供与した場合
- (3) 商標を付した商品を国境を経由して出入させた場合
- (4) 商標を公文、紹介状その他の証憑、インターネット又は広告に使用した場合

2 商標保有者は、商標が登録された旨を表示する円形を伴う「R」というラテン文字を付した識別マークを商標とともに用いることができる。

3 商標の知的創造価値を認定した評価は、財産保証、担保若しくは投資とし、株式を発行し、民営化若しくは競売に導入し、定款資本を構成させ、又は保険に加入する等において用いることができる。

4 前項所定の目的のために契約を締結する場合には、当該契約を国家行政機関において登録させる。

第14条 団体商標の使用

1 団体商標保有者は、当該団体商標を使用することについて監督を行う者を有し、かつ、生産又はサービス従事者の協会又は協同組合のメンバーは、団体商標を統一的監督の下で使用する権利を有する。

2 団体商標保有者又は使用者は、当該団体商標を不法に使用することを予防する措置を講ずる権利を有する。

3 団体商標保有者又は使用者は、当該団体商標又はそれと類似する商標を不法に使用したことに起因してもたらした損害を賠償させることを故意又は過失のある当事者に対し要求する権利を有する。

第15条 証明商標の使用

1 証明商標保有者は、当該商品又はサービスの特徴を証明する組織であり、かつ、許諾を取得した個人又は法人は、証明商標を使用する権利を有する。

2 証明商標を使用する権利を有する者は、証明商標保有者の許諾を得ることにより、当該証明商標を他人が不法に使用するのを予防する措置を講ずる権利を有する。

3 証明商標保有者は、証明商標を使用する者に代わって当該証明商標又はそれと類似する商標を他人が不法に使用したことによりもたらした損害を賠償させる旨を要求する権利を有する。

4 証明商標が地理的表示により構成され、かつ、商品の原産地を証明する場合には、当該証明商標には、この法律の地理的表示の保護に関連する規定を準用する。

第16条 商標保有者の権利の移転

1 商標保有者は、商標を保有する権利を移転する契約を締結したことに基づいて当該権利を他人に移転することができ、かつ、これは、登録商標に係る全部又は一部の商品又はサービスに係るづけることができる。

2 商標を保有する権利を移転する契約を国家行政機関において登録させ、商標国家

登録にしかるべき変更を導入することにより、商標を保有する権利は、移転したと認定する。

3 商標を保有する権利を移転した当該国家行政機関は、第3条第1項第(14)号所定の定期公報により公表する。

第17条 商標の他人による使用

1 商標保有者は、商品又はサービスの全部又は一部についてライセンス契約を締結したことに基づいて登録商標を他人に使用させることができる。

2 ライセンス契約は、書面によりこれを作成し、当事者双方が署名して証明し、かつ、当該契約は、国家行政機関においてこれを登録させることにより効力を有すると認定する。

3 ライセンス契約を登録させるのにおいては、モンゴル国印紙税法所定の手数料又はサービス手数料を納付する。

4 ライセンス契約が締結されたことに関する情報は、国家行政機関が第3条第1項第(14)号所定の定期公報によりこれを公表する。

第18条 商標を保有する権利の終了

1 商標保有者の権利は、次の事由により終了する。

(1) 商標の登録有効期間が終了し、かつ、当該期間を延長する旨の申請を第10条第2項所定の期間に提出しなかったこと。

(2) 商標保有者である法人が解散され、かつ、権利が他人に移転しなかったこと。

(3) 商標保有者が当該商標の登録を失効させる旨の申請を提出したこと。

(4) 法律所定のその他の事由

2 商標保有者の権利が終了した場合には、国家行政機関は、第3条第1項第(14)号所定の定期公報により公表する。

第4章 地理的表示権の保護

第19条 地理的表示が表示される形式

1 地理的表示は、当該商品若しくは製品の原産地を確定した領域の地理的名称の単独の、又は当該商品若しくは製品の名称と組み合わせた形式によりこれを表示することができる。

第20条 地理的表示に課すべき要件

1 次の項目は、これを地理的表示と認定しない。

(1) 第3条第1項第(4)号所定の定義に関係しないもの

2 次の地理的表示は、これを登録しない。

(1) 地理的表示がモンゴル国の領域において当該種類の商品又は製品の一般的名称となっているもの

第21条 地理的表示出願の提出

1 地理的表示に関係する商品又は製品の生産者を統一し、地理的表示を登録する意思を有する協会、協同組合又は組織は、法律により授与した当該製品の生産者を代理する権利に従い、地理的表示を登録させる旨の出願を国家行政機関の定めた手続に従い書面により提出する。

2 地理的表示出願は、出願人が自ら、又は第31条所定の委任された代理人をして代理させてこれを提出する。

3 地理的表示出願は、1つの地理的表示にのみ関係する。

4 地理的表示出願は、次の項目によりこれを構成する。

(1) 国家行政機関の承認した様式に従い発行した願書

(2) 第 25 条第 4 項の定めに従い印紙税を納付した旨の証憑

5 願書には、次の項目を表示する。

(1) 地理的表示を登録させる旨の申請

(2) 出願人の固有の名称、住所、発起設立された国の名称、活動を展開する国の名称、組織形式、権限を有する役職員の署名、印章及びマーク

(3) 出願人が委任された知的財産代理人をして代理させる場合には、受任代理人の父（母）称、名、住所及び署名

(4) 登録させるために出願する地理的表示

(5) 当該地域の地理的位置

(6) 地理的表示がキリル文字以外の文字により表示される場合には、当該地理的表示のキリル文字により注記した振り仮名文又は外国文字により表示される場合には、その翻訳文

(7) 商品又はサービスの分類に従い分類した当該地理的表示に関する商品又は製品の名称

(8) 商品又は製品の品質、評判その他の特徴が当該地域の自然、気候条件又は風俗習慣とどのように関連するののかについての説明

6 地理的表示出願には、次の項目を添付する。

(1) 当該地域において生産に従事している旨を証明した権限を有する機関の説明

(2) 商品又は製品の品質、評判その他の特徴が当該地域の自然、気候条件又は風俗習慣とどのように関連するののかについての権限を有する当局の発出した結論

(3) 外国の地理的表示を登録させるために出願する場合には、原産地国において地理的表示により保護されている旨を証明した証憑

(4) 出願人が委任された知的財産代理人をして代理させる場合には、委任状

第 22 条 地理的表示を付す商品又は製品の説明

1 地理的表示を付す商品又は製品となるものは、次の特徴によりこれを説明する。

(1) 商品又は製品の名称が地理的表示により構成されるものであること。

(2) 地理的表示に関する商品又は製品の説明が化学、物理学、ミクロ生物学又は構造的性質を含んでいること。

(3) 地理的表示に関する地理的地域が明確であること。

(4) 地理的表示に関する商品又は製品が当該地域からの起源を有する旨が証明されていること。

(5) 原産地、人若しくは自然的要素又は領域の特性と関連して当該商品又は製品を生産することができる旨が証明されていること。

(6) 当該商品又は製品を生産し、又は取得する地方が変更されておらず、安定している方法についての説明

第 23 条 地理的表示出願の形式審査及び当初日の決定

1 国家行政機関は、出願の形式審査を当該地理的表示出願を受理した後 10 業務日以内に行う。

2 国家行政機関は、地理的表示出願の形式が満たされていると認める場合には、それを受理した日をもって当初日を定め、その旨を出願人に対し書面により通知する。

3 国家行政機関は、地理的表示出願の形式が満たされていないと認める場合には、その旨を出願人に対し書面により通知し、かつ、出願人は、当該通知を受領した後 10 日以内にしかるべき補正を行って送付する。

4 出願人が前項所定の期間にしかるべき補正を行って送付した場合には、国家行政機関は、出願の当初日を最初に受理した日をもって決定し、その旨を出願人に対し書

面により通知する。

5 出願人が前項所定の期間にしかるべき補正を行わず送付しなかった場合には、国家行政機関は、出願人が当該出願を放棄したものとみなし、その旨を出願人に対し、書面により通知する。

6 第 21 条第 6 項所定の項目は、出願の当初日後 2 か月以内に国家行政機関に対し送付する。

7 第 21 条第 6 項所定の項目を前条所定の期間に送付しなかった場合には、国家行政機関は、出願人が当該出願を放棄したものとみなし、その旨を出願人に対し、書面により通知する。

第 24 条 地理的表示出願に対する実質審査の実施

1 国家行政機関は、前条の定めに従い出願の形式審査をし、当初日を決定した後に当該地理的表示が第 20 条所定の要件を満たしているか否かについて実質審査を行い結論を発出する。

2 国家行政機関は、出願の当初日後 6 か月以内に実質審査を行い、かつ、必要があると認める場合には、当該期間を 6 か月までの期間をもって延長することができる。

3 国家行政機関は、地理的表示出願が第 20 条所定の要件を満たしたと認める場合には、その旨の結論を発出し、かつ、それに基づいて地理的表示出願を国家登録に登録する旨の査定を発出する。

4 国家行政機関は、地理的表示出願が第 20 条所定の要件を満たしていないと認める場合には、その旨の結論を発出し、かつ、それに基づいて地理的表示を登録するのを拒絶する旨の予備的査定を発出し、出願人に対し書面により通知する。

5 出願人は、前項所定の査定に同意しない場合には、それを受領した後 3 か月以内に根拠のある回答を国家行政機関に対し提出する。

6 国家行政機関は、前項所定の回答を受領した後 3 か月以内に当該地理的表示を登録するか否かについて最終的査定を発出する。

7 出願人が第 5 項所定の回答をしかるべき期間に提出しなかった場合には、国家行政機関は、当該地理的表示を登録するのを拒絶する旨の最終的査定を発出し、出願人に対し書面により通知する。

8 実質審査を行う過程において、出願人は、地理的表示を変更する以外の変更を出願に導入することができる。

第 25 条 地理的表示の登録及び刊行

1 国家行政機関は、地理的表示を登録する旨の査定を発出した場合には、それを地理的表示国家登録に登録し、証書を授与する。

2 地理的表示国家登録には、当該地理的表示の国家登録番号、出願登録番号、法人の固有の名称、住所及び国名、地理的表示、商品又はサービスの分類に従い分類した当該地理的表示に関する商品又は製品の名称並びに当初日を定める。

3 地理的表示の登録は、当初日から効力を有し、かつ、特定の期間による制限を受けない。

4 地理的表示証書を授与するのにおいては、モンゴル国の印紙税法所定の金額により手数料又はサービス手数料を納付する。

5 国家行政機関は、登録された地理的表示及びその書誌を公表する目的のために第 3 条第 1 項第(14)号所定の定期公報により公表する。

第 5 章 地理的表示使用者の権利及び義務

第 26 条 地理的表示使用者の権利及び義務

- 1 地理的表示使用者の権利は、当該地理的表示を国家登録に登録させたことにより生ずる。
- 2 地理的表示使用者の権利は、登録された商品又は製品に関係する。
- 3 地理的表示使用者は、当該地理的表示について次の権利を享有する。
 - (1) 自己の商品又は製品に地理的表示を使用する権利
 - (2) 登録された地理的表示を他人が当該地域において生産していない商品又は製品に使用した場合には、当該行為を制止させる旨を要求する権利
 - (3) 登録された地理的表示を他人が類似する商品又は製品に使用したことにより不正な優先権を享受し、又は地理的表示の評判を毀損させることとなった場合には、当該行為を制止させる旨を要求する権利
 - (4) 地理的表示を他人が使用するのにおいて、商品又は製品の原産地を正しく定めていても、地理的表示を改変した状態により、又は「種類の」、「様式の」、「形式の」若しくは「模倣の」等の表示とともに使用した場合には、当該行為を制止させる旨を要求する権利
 - (5) 第1項ないし前項所定の行為によりもたらした損害を賠償させる旨を要求する権利
- 4 地理的表示使用者は、当該商品又は製品について第21条第6項第(2)号所定の結論に定めた品質、評判その他の特徴を保護する義務を引き受ける。
- 5 地理的表示を付す商品又は製品が当該地理的表示の性質をすべて含んでいるか否かを確定する目的のために品質の内部監督又は外部監督を行う。
- 6 地理的表示を付す商品又は製品の品質の内部監督は、地理的表示使用者の協会、協同組合又は組織がこれを実施する。
- 7 地理的表示を付す商品又は製品の外部監督は、アイマグ又は首都の品質監督ラボラトリ又は品質監督を行うべき基本的職責を有する国家機関がこれを実施する。
- 8 地理的表示を付す商品又は製品の品質監督結果が第21条第6項第(2)号所定の結論において確定した性質と一致する場合には、当該商品又は製品は、これを地理的表示を付す商品又は製品と認定する。

第27条 地理的表示の使用

- 1 次の場合には、地理的表示を使用したと認定する。
 - (1) 地理的表示を商品又は製品の容器又は包装に使用した場合
 - (2) 地理的表示を付す商品又は製品を供給し、取引に出し、又は当該目的のために保存した場合
 - (3) 地理的表示を付す商品又は製品を国境を経由して出入させた場合
 - (4) 地理的表示を公文、紹介状その他の証憑、インターネット又は広告に使用した場合
- 2 地理的表示を自己の商品又は製品に使用するために登録させた者は、当該地域において活動を展開する場合には、登録地理的表示をこの条の定めに従い使用する権利を有する。

第28条 地理的表示使用者の権利の終了

- 1 地理的表示使用者の権利は、次の事由により終了する。
 - (1) 当該商品又は製品の品質、評判その他の特徴が当該地域の自然、気候条件又は風俗習慣と直接的関連を有しなくなったこと。
 - (2) 地理的表示使用者である法人が解散されたこと。
 - (3) 地理的表示使用者が当該地理的表示の登録を失効させる旨の申請を提出したこと。
 - (4) 法律所定のその他の事由

2 地理的表示保有者の権利が終了した場合には、国家行政機関は、第3条第1項第(14)号所定の定期公報により公表する。

第6章 知的財産機関

第29条 知的財産に係る事項を所管する国家行政機関

1 モンゴル国において、商標又は地理的表示と関連する事項は、国家行政機関がこれにつき責任を負い、かつ、国家行政機関は、次の基本的職責を執行する。

(1) 商標又は地理的表示に関する法令を執行する業務を国の範囲においてしかるべき組織する職責

(2) 商標又は地理的表示に関する法令を改良したものとし、モンゴル国の国際条約若しくは協定に適合させ、又は追加若しくは変更を導入することについて提案を立案する職責

(3) 商標若しくは地理的表示を登録し、国家登録を管掌し、それらに変更を導入し、又は商標を周知であると認定することと関連する手続又は規則を立案して承認する職責

(4) 商標又は地理的表示を登録させる旨の願書の様式及び商標又は地理的表示の証書の見本を定める職責

(5) 商標又は地理的表示の出願を受理して審査する職責

(6) 商標又は地理的表示を登録し、証書を授与する職責

(7) 商標又は地理的表示の国家統一登録を管掌する職責

(8) 商標又は地理的表示の登録情報の統一的データベースを組織する職責

(9) 商標又は地理的表示の登録と関連する情報を公表する目的のために第3条第1項第(14)号所定の定期公報に登載する職責

(10) 法律所定の根拠及び手続に従い商標又は地理的表示を失効したと認定する職責

(11) 地理的表示の国際登録と関連する活動を展開する職責

(12) 商標又は地理的表示に関する法律の執行に対し行うべき国家監督を実行し、知的財産監察官を活動させる職責

(13) 商標又は地理的表示についての教育及び研究業務を統一的方法により保障して組織する職責

(14) 商標又は地理的表示の評価を保有者又は使用者の申請により証明する職責

(15) 委任された知的財産代理人として活動する者を選抜し、特別認可証を授与する職責

(16) 法律により所管する不服又は紛争を審理して解決する職責

(17) 法律所定のその他の職責

2 第6条第4項第(2)号、第9条第4項、第17条第3項又は第25条第4項所定のサービス手数料の金額は、知的財産に係る事項を所管する政府の成員がこれを定める。

第30条 知的財産の監督に係る国家監察官及びその権限

1 国家行政機関においては、知的財産の監督に係る国家主任監察官、国家高級監察官及び国家監察官が活動する。

2 国家行政機関の長は、知的財産の監督に係る国家主任監察官である。

3 知的財産の監督に係る国家主任監察官の権限は政府が、国家高級監察官及び国家監察官の権限は知的財産に係る事項を所管する政府の成員がこれを授与する。

4 知的財産の監督に係る国家主任監察官、国家高級監察官及び国家監察官（以下「国家監察官」という。）は、知的財産に係る監督の方針に沿って、国家監督・検査に関する法律、政府の責任に関する法律その他の法令所定の一般的権限を行使する。

5 国家監察官は、法令所定の権限を行使するのにおいて、他人の影響に左右されることなく、法令及びそれに適合させて発布したその他の法的アクトのみを指針として活動する。

6 国家監察官が法令所定の権限を行使するのにおいて、個人、法人又は公務員が干渉し、又は影響を及ぼすことは、これを禁止する。

7 国家監察官の法令により授与した権限に関係するいずれの事項についても、他人が決定を発出することは、これを禁止する。

第31条 委任された知的財産代理人

1 委任された知的財産代理人は、高等教育を受け、知的財産の分野において3年以上活動し、25才に到達し、モンゴル国に恒久的に居住しているモンゴル国の個人又はモンゴル国の法令に従い設立され、活動を展開している法人である。

2 委任された知的財産代理人は、経済活動の特別認可証に関する法律所定の手続に従い、特別認可証を取得する。

3 委任された知的財産代理人の活動手続は、国家行政機関がこれを承認する。

第7章 不服、申立て又は紛争の解決

第32条 不服、申立て又は紛争の解決

1 国家行政機関に付属して、商標又は地理的表示と関連する次の不服又は申立てを審理して解決する権限を有する紛争解決委員会が活動する。

(1) 第7条、第8条、第23条又は第24条所定の活動と関連を有して生じた出願人の不服

(2) 登録商標又は地理的表示を次条第1項第(1)号所定の事由により失効させる旨の申立て

(3) 登録商標の登録を次条第1項第(2)号所定の事由により失効させる旨の申立て

(4) 当該商標が周知商標であるか否かを承認させる旨の申立て

2 前項所定の不服は、出願人が通知を受領した後30日以内に紛争解決委員会にこれを提出する。

3 第1項第(2)号又は第(3)号所定の申立ては、登録商標又は地理的表示が第3条第1項第(14)号所定の定期公報に登載された後1年以内に紛争解決委員会にこれを提出する。

4 紛争解決委員会は、第1項所定の不服又は申立てを受理した後6か月以内に審理して解決し、その旨を不服又は申立て提出人に書面により通知する。

5 紛争解決委員会の発出した決定を承認しない場合には、不服又は申立て提出人は、裁判所に対し訴えを提起する権利を有する。

6 紛争解決委員会の構成及び活動手続は、知的財産に係る事項を所管する政府の成員がこれを承認する。

第8章 その他の規定

第33条 商標又は地理的表示の登録の失効化

1 商標又は地理的表示の登録は、次の事由によりこれを失効させることができる。

(1) 商標又は地理的表示を第5条又は第20条に違反して登録したこと。

(2) 商標がパリ条約の加盟国であるいずれかの国において当該商標について排他的権利保有者の許諾なくしてその代表者（訳注：代理人を含むと思われる。）又は商品若しくは製品の販売者の名で登録されたこと。

2 利害関係人は、前項第(1)号又は第(2)号所定の事由により登録された商標又は地理

的表示の登録を失効させる申立てを紛争解決委員会に提出する。

3 紛争解決委員会は、根拠があると認める場合には、登録商標又は地理的表示の登録を失効させる旨の決定を発出し、その旨を国家行政機関に対し通知する。

4 国家行政機関は、次の場合には、従前の登録商標又は地理的表示の登録を当該保有者又は使用者について失効したと認定する。

(1) 商標証書の有効期間が終了した後 6 か月以内に期間を延長する旨の申請を提出しなかった場合

(2) 商標保有者又は地理的表示使用者が登録商標を保有する権利又は地理的表示を使用する権利を放棄した旨を書面により通知された場合

(3) 商標保有者又は地理的表示使用者である法人が解散され、かつ、当該商標を保有する権利若しくは地理的表示を使用する権利を他人に移転せず、又は商標をライセンス契約により使用させなかった場合

5 国家行政機関は、商標又は地理的表示の登録を失効させた旨を第 3 条第 1 項第(14)号所定の定期公報により公表する。

第 34 条 商標保有者の権利又は地理的表示使用者の権利を侵害した者に引き受けさせるべき責任

1 商標保有者の権利又は地理的表示使用者の権利を侵害したことが刑事責任を引き受けさせない場合には、裁判官若しくは国家監察官は、個人に最低労働賃金額に 2 倍ないし 6 倍を乗じたものと等しい範囲のトウグルグの、法人に最低賃金額に 10 倍ないし 25 倍を乗じたものと等しい範囲のトウグルグの罰金を科処し、又は裁判官は、故意若しくは過失のある個人若しくは公務員に 7 日ないし 14 日をもって拘束する処罰を科し、若しくは国家監察官若しくは裁判官は、侵害した商品、製品若しくは物品を没収し、不法に取得した所得を国の収入とし、当該商品を廃棄し、活動を制止させる。

2 商標保有者又は地理的表示使用者の権利を侵害したことによりもたらした財産的損害の賠償に係る事項は、民法に従いこれを解決する。

3 商標又は地理的表示を不法に使用したことにより没収した侵害した商品又は製品を販売し、又は使用に戻すことが商標保有者又は地理的表示使用者の権利を侵害する可能性があるとして裁判所又は国家行政機関が認める場合には、それを廃棄する旨の決定を発出し、かつ、その他の場合には、没収された商品又は製品を国の収入とし、廃棄に係る事項は、一般的手続に従いこれを組織する。

第 34 条 法律違反者に引き受けさせるべき責任 (2017 年 7 月 1 日施行予定)

1 この法律に違反した公務員の行為が犯罪行為の性質を有しない場合には、国家公務に関する法律所定の責任を引き受けさせる。

2 この法律に違反した個人又は法人には、刑法又は行政的違法行為に関する法律所定の責任を引き受けさせる。

(モンゴル法令研究会翻訳。会長：萩野敦司 副会長：吉川景司 事務局長：大牟田啓)